

地債協発第 107 号
平成 25 年 11 月 15 日

都道府県財政担当課長 様
都道府県市町村担当課長 様
政令指定都市財政担当課長 様
東京都区政課長 様

一般財団法人 地方債協会
事務局長 古内 芳雄

地方債の一般債振替制度に係る事務手続きの変更について

平素は、当協会業務の運営に関し、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、今般、地方債に係る新証券コード付番事務及び一般債振替制度への新規制度参加等の届出書類に係る手続きが変更されることとなりましたので御通知申し上げます。変更の要点は下記のとおりです。(詳細は別紙「新証券コード付番事務等に係る手続き変更の概要」を参照ください)

記

1. 新証券コード付番事務

- (1) 平成 26 年 6 月 2 日以降に発行条件の決定を行う地方債が対象になります。
- (2) 地方債新証券コード取得のため当協会にご提出いただいている、「地方債発行情報」の提出は不要となります。
- (3) 地方債新証券コードは、条件決定日前に確定していましたが、変更後は条件決定日当日に確定します。このため、地方債新証券コードは発行代理人(金融機関)に確認する必要があります。

2. 一般債振替制度新規参加等の届け出手続き

新規制度参加等の届け出書類は、当協会を介し、証券保管振替機構へ提出していましたが、変更後は直接機構に提出いただくこととなります。

なお、上記の 1 に関連し、これまでと同様に、発行条件決定後の当該銘柄の「地方債発行要項」、「償還年次表」のご提供を別途お願いする予定でありますので、ご協力方お願いします。

【お問合せ先】

一般財団法人 地方債協会
企画調査部 担当 黒澤
TEL : 03-5211-5291
mail : code@chihousai.or.jp